

# 公益信託 サントリー世界愛鳥基金 地域愛鳥活動助成部門

平成29年度募集要項

## 1. 助成の目的

地域に根ざした鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献することを目的とします。

## 2. 助成対象

助成金の支給対象は、鳥類の保護・観察活動を行なう小学校、中学校および高等学校のクラブ・委員会や子供エコクラブ、又は自治会やボランティア団体等地域のグループとします。(学校による応募はできませんので、ご注意ください。)

以下のようなグループの応募を期待しています。

- (1) 過去に愛鳥活動を行ない、今後も活動の継続を見込めるグループ
- (2) 地域や学校などをフィールドとしているグループ
- (3) 生徒や子供の教育学習的要素を有するグループ

※2年連続の助成は行いませんので、ご注意ください。

## 3. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象となる鳥類保護・観察活動に伴う諸費用とします。

(複数年にまたがる一連の活動であっても、当基金の助成は原則1年分とします。助成対象の活動期間は、原則として平成29年4月～平成30年3月とします。)

## 4. 助成件数及び金額

1件当たり20万円以内

本年度は、総額200万円(予定)の助成を行います。

## 5. 応募方法

当公益信託所定の申請書1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。

※申請書は、当基金のホームページからダウンロードのうえ、作成してください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※申請書等については返却いたしません。

## 6. 応募受付期間

平成28年9月1日(木)～9月30日(金)当日消印有効 (下記代表受託者宛)

## 7. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会で選考のうえ採否を決定し、代表受託者より、平成29年1月下旬頃に書面にて通知します。

## 8. 助成金の交付

助成金は、平成29年4月中旬（予定）に、助成グループの銀行口座に振込みます。  
なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。（また、助成金に残余金が発生した場合には、残余金を返還して頂きます。）

## 9. 活動報告

(1) 助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書（領収書(写)添付）を助成団体から代表受託者宛に提出して頂きます。

活動報告書には、活動の状況が分かる写真や会報等を必ず添付して下さい。

(2) ご提出いただいた活動報告書は、運営委員会の他、一般に公表させていただくことがあります。

## 10. 参考

過去の助成先の活動実績等については、当基金のホームページをご覧ください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

## 11. 応募書類提出先・問い合わせ先

〒100-8574 東京都港区芝3-33-1  
三井住友信託銀行 リテール受託業務部 公益信託グループ  
サントリー世界愛鳥基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919